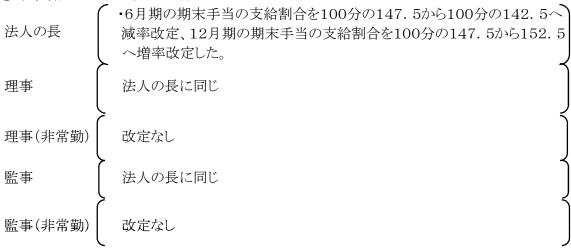
国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方 当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長 が必要と認めた場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、 又は、減額できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容



2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年	間報酬等の	総額		就任·退	任の状況	前職
1文名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月リ月取
ALCE.	千円	千円	千円	千円			
法人の長	16,098	11,868	4,230	()			
л тШ - -	千円	千円	千円	千円			
A理事	6,798	5,028	1,731	39 (通勤手当)		H23.9.30	
D.T #	千円	千円	千円	千円			
B理事	13,718	10,056	3,584	78 (通勤手当)			
orm ±	千円	千円	千円	千円			
C理事	6,881	5,028	1,853	()	H23.10.1		
рт ш ж	千円	千円	千円	千円			
D理事	13,689	10,056	3,584	49 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
E理事	12,370	7,800	3,010	(異動保障給) 780 (通勤手当) 24 (単身赴任手 756 当)			\Diamond
F理事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	1,523	1,470		53 (通勤手当)			
л БР Б.	千円	千円	千円	千円			
A監事	11,949	8,688	3,096	164 (通勤手当)			
B監事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	1,260	1,221		39 (通勤手当)		H24.3.31	

注1:「異動保障給」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在籍していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について、千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円 2,514 (52,827)	(38)	月 0 (0)	H23.9.30	_	退職手当の額は、 在職期間に係る業 務の進行状況を参 考として、増額、減 額ともに行っていない。	
監事	千円	年	月			該当者なし	

理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、 括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって 当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

✓ 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理を行う。新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を 考慮し、給与水準を決定している。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 「国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成 績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率の決定を実施している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

111	
給与種目	制度の内容
昇 給	毎年1月1日の昇給日に、昇給日前1年間の勤務成績等により決定されるA~Eの5段階の昇給区分に応じて昇給させることができる。
昇 格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位 の級に昇格させることができる。
降 格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させる ことができる。
賞与:勤勉給 (査定分)	6月期及び12月期の勤勉給は、基準日以前6箇月以内における勤務成績 に応じて決定される成績率に基づき支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

(1) 平成23年4月1日実施

- ・宮崎県から人事交流により採用する附属学校(園)教員の給与について、人事交流の一層の円滑化を推進するため、昇給日を県と同一の4月1日とした。
- ・国家公務員に準じて平成23年4月1日において43歳に満たない職員の号俸を1号俸上位の号俸とした。
- ・平成23年4月1日から義務教育等教員特別手当の額を段階的に引き下げて、平成25年から県と同一額にすることとした。
- ・期末給及び勤勉給の6月期と12月期の支給割合を国家公務員に準じて調整した。 (年間の支給割合は影響なし)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

			平成2	23年度の年	間給与額(
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
V 44 14 17	人	歳	千円	千円	チ円	千円
常勤職員	1361	41.9	6,020	4,555	53	1,465
事務•技術	人 919	歳	千円	千円	千円	千円 1,000
	313	42.1 歳	5,060 千円	3,837	63 千円	1,223
教育職種 (大学教員)	536	47.8	7,903	5,960	58	1,943
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	377	33.5	4,329	3,295	43	1,034
技能•労務職種	人.	歳	千円	千円	千円	千円
	15 人	53.6 歳	5,130 千円	3,850 手円	35 千円	1,280 千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	50	41.3	6,397	4,871	49	1,526
医療職種	人 人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	65	39.4	4,897	3,693	42	1,204
その他の医療職種	人	歳 41.0	千円	千円 2. F.2.4	千円	千円
(看護師) その他の医療職種	<u>3</u>	41.8 歳	4,694 千円	3,524 手円	68 千円	1,170 千円
(医療技術職員)	2			.,,	.,,	
		华	千円	千円	千円	4 m
再任用職員	人 12	歳 62.6	2,802	2,387	36	千円 415
	人	歳	4 7,002	2,001 千円	- 50 千円	千円
事務•技術	8	62.6	2,697	2,301	31	396
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	1	歳	手円	千円	千円	手円
技能•労務職種	2	/1X	111	111	111	111
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	1					
	人	歳	千円	手円	千円	千円
非常勤職員	84	39	3,355	2,532	74	823
本 郊 ++-45	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	29	42.9	2,959	2,248	78	711
教育職種	人	歳			千円	千円 1 107
(大学教員)	14 人	33.9 歳	4,530 千円	3,403 手用	65 千円	1,127 千円
医療職種 (病院看護師)	1	<i>"3</i> ×	113	113	113	113
		歳	千円	千円	千円	千円
技能•労務職種	28	39.8	3,093	2,334	82	759
医療職種	人 1.0	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	12	33.4	3,455	2,600	53	855
(年俸制適用者)						
非常勤職員	人。	歳	千円	千円	千円	千円
	9	36.6	6,334 手用	6,334 手用	34 ≠□	<u>0</u>
教育職種 (大学教員)	人 9	歳 36.6	6,334	6,334	千円 34	千円 0
(八十秋貝)	9	50.0	0,004	0,004	94	U

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。 注3:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)、再任用職員の医療職種(病院看護師)、技能・労務職種並びに 医療職種 (病院医療技術職員)、非常勤職員の医療職種(病院看護師)については該当者が2名以下のため、 当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから「平均年齢」以下の事項については記載していない。

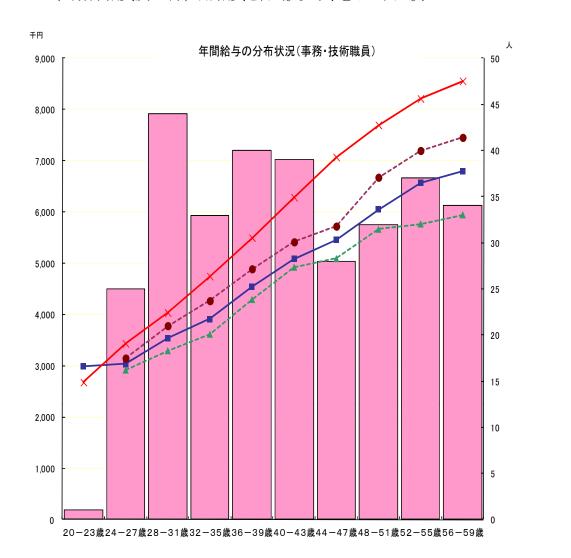
注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

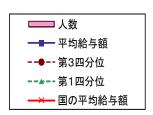
注5:常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注6:再任用職員の表について、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の 記載を

注7:非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



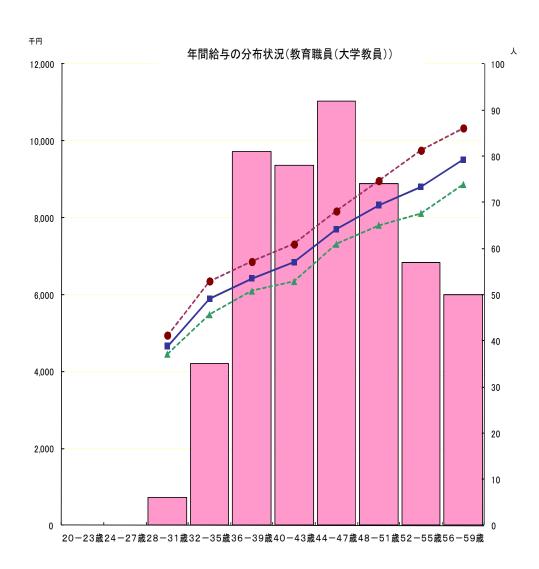


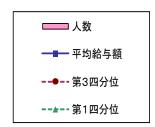
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	部長	4	56.8	_	9,157	_
	課長	23	55.7	7,113	7,500	7,632
	次長(課長補佐)	25	52.1	6,677	6,814	7,096
	係長	110	45.9	5,097	5,460	5,782
	主任	17	42.8	4,417	4,926	5,382
	係員	134	34.1	3,267	3,734	4,120

注:部長の該当者は4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示しない。

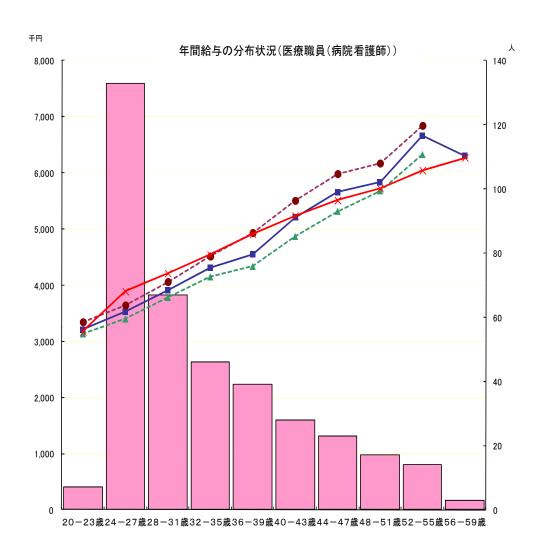


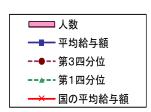


(教育職員(大学教員))

	分布状況を示すグループ			四分位		四分位
分布状況			平均年齢		平均	
33 11 1100		人員	1 3 1 11	第1分位	, ,	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	教授	166	56.2	8,964	9,686	10,401
	准教授	148	47.1	7,302	7,714	8,269
	講師	42	46.4	6,478	7,236	8,116
	助教	170	40.8	6,050	6,490	7,018
	助手	3	33.8		4,719	_
	教務職員	7	46.6	3,995	4,866	5,460

注:助手の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間 給与額の第1・第3分位については表示していない。





(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
	看護部長	1				
	副看護部長	3	53.2	_	7,093	_
代表的職位	看護師長	24	49.8	6,016	6,201	6,456
	副看護師長	55	42.0	4,964	5,342	5,720
	看護師	294	30.3	3,525	3,891	4,133

注:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。また、副看護部長の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示しない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務·技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

$\frac{1}{2}$	<u> </u>					
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的		係員	主任	係長	次長	課長
な職位			係員	主任	係長	次長
人員	人 010	人	7 7	人	人	人
	313	46	91	122	(6.7%)	(7.0%)
(割合)		(14.7%) 歳	(29.1%)	(39.0%)	(6.7%)	(7.0%)
年齢(最高 ~最低)		49~23	$57 \sim 26$	59~35	59~45	59~50
所定内給与		千円	千円	千円	千円	千円
年額(最高~		3,296	3,902	4,856	5,650	5,796
最低)		\sim 1,930	\sim 2,453	\sim 3,196	\sim 4,185	\sim 5,138
年間給与額		千円	千円	千円	千円	千円
(最高~最低)		4,325	5,206	6,456	7,379	7,649
		\sim 2,572	\sim 3,256	\sim 4,166	\sim 5,665	\sim 6,788
				_,	,	- ,
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的	計	6級 課長				
	計		7級	8級	9級	10級
標準的 な職位	計		7級 部長	8級 事務局長	9級 事務局長	10級 事務局長
標準的 な職位 人員	計	課長 人 7	7級 部長 A 4	8級 事務局長	9級 事務局長 族当者なし	10級 事務局長 該当者なし
標準的 な職位 人員 (割合)	計	課長 人 7 (2.2%)	7級 部長 4 (1.3%)	8級 事務局長	9級 事務局長 該当者なし (%)	10級 事務局長 該当者なし (%)
標準的 な職位 人員	計 ^人	課長 人 7	7級 部長 A 4	8級 事務局長	9級 事務局長 族当者なし	10級 事務局長 該当者なし
標準的 な職位 人員 (割合) 年齢(最高	計 	課長 7 (2.2%) 歳 59~54 千円	7級 部長 (1.3%) 歳 58~54 千円	8級 事務局長	9級 事務局長 該当者なし (%)	10級 事務局長 該当者なし (%)
標準的な間点 (割合) (割合) 年齢(最高 ~最低) 所定内給与 年額最高~	計 ^人	課長	7級 部長 (1.3%) 歳 58~54 千円 8,322	8級 事務局長 該当者なし (%) 歳	9級 事務局長 該当者なし (%) 歳	10級 事務局長 該当者なし (%) ^歳
標準的 な職位 人員 (割合) 年齢(最高 ~最低) 所定内給与	計 ^人	課長 (2.2%) (2.2%) 家 59~54 千円 6,733~ 5,719	7級 部長 (1.3%) 58~54 年円 8,322 ~6,249	8級 事務局長 該当者なし (%) ~ ~	9級 事務局長 該当者なし (%) 。 ~ 千円	10級 事務局長 該当者なし (%) 。 ~ 千円
標準的な職位 人割合) 年齢(最高 ~最低) 所定内給与 年額最低)	*	課長	7級 部長 (1.3%) 58~54 年円 8,322 ~6,249	8級 事務局長 該当者なし (%) 歳	9級 事務局長 該当者なし (%) 歳	10級 事務局長 該当者なし (%) 歳
標準的な間点 (割合) (割合) 年齢(最高 ~最低) 所定内給与 年額最高~	計	課長 (2.2%) (2.2%) 家 59~54 千円 6,733~ 5,719	7級 部長 (1.3%) 58~54 年円 8,322 ~6,249	8級 事務局長 該当者なし (%) ~ ~	9級 事務局長 該当者なし (%) 。 ~ 千円	10級 事務局長 該当者なし (%) 。 ~ 千円

(教育職員(大学教員))

<u>(</u> 教育職員							
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的		教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
な職位			助手				
人員	536	7	173	42	148	166	該当者なし
(割合)		(1.3%)	(32.3%)	(7.8%)	(27.6%)	(31.0%)	(%)
年齢(最高		歳	歳	歳	歳	歳	歳
~最低)		55~38	63~29	64~32	64~33	64~41	\sim
所定内給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年額(最高~		4,386~	6,124	6,973	7,126	9,255	\sim
最低)		2,794	\sim 3,042	\sim 3,483	$\sim 3,755$	\sim 5,530	_
6- BB (A 6- der		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最低)		5,722~	7,708	9,113	9,351	12,214	\sim
(AXIH) AX (EX)		3,694	\sim 4,016	\sim 4,708	\sim 5,115	\sim 7,539	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的	#I	准看護師	看護師	副看護師長	看護師長		看護部長	
な職位								
人員	377	人 該当者なし	人 294	人 55	人 24	人 3	人 1	人 該当者なし
(割合)		(%)	(78.0%)	(14.6%)	(6.4%)	(0.8%)	(0.3%)	(%)
年齢(最高		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
~最低)		\sim	59~22	59~31	59~42	53~52	~	\sim
所定内給与		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年額(最高~		\sim	4,391	4,834	5,040	5,617~	\sim	\sim
最低)			\sim 2,269	\sim 3,227	\sim 3,848	4,652		
to BB (A. L. der		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最低)		\sim	5,885	6,369	6,845	7,486~	\sim	\sim
(AX IH) AX EX/		_	\sim 2,996	\sim 4,163	\sim 5,185	6,328		

注:各級における人員が2人以下の級については、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、 「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	区分	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	/da	+ % /\ (## - - - - - - - - - - - - - -	%	%	%		
	一年	支給分(期末相当)	63.9	66.7	65.4		
管理			%	%	%		
職員	査定支 (平均)	で給分(勤勉相当))	36.1	33.3	34.6		
		••••••	%	%	%		
		最高~最低	48.6~32.9	48.2~29.8	46.9~32.1		
	/th-	た (人 / 大 / 世 十 十 1 / / / / /	%	%	%		
	一律	支給分(期末相当)	64.8	67.4	66.1		
一般			%	%	%		
職員	査定支 (平均)	で給分(勤勉相当))	35.2	32.6	33.9		
			%	%	%		
		最高~最低	40.5~31.0	: 37.8∼28.7	37.7~30.6		

(教員職員(大学教員))

(教貝槭貝(人子教貝))							
	区分	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計		
	. / h =	支給分(期末相当)	%	%	%		
	一1年)	义和万(别不怕ヨ)	62.5	64.9	63.8		
管理			%	%	%		
職員	査定支 (平均)	で給分(勤勉相当))	37.5	35.1	36.2		
		***************************************	%	%	%		
		最高~最低	51.2~32.9	47.8~30.3	48.0~31.6		
	· /#-=	支給分(期末相当)	%	%	%		
	1半2	义和刀(别不怕日)	65.2	67.7	66.5		
一般			%	%	%		
職員	査定支 (平均)	で給分(勤勉相当))	34.8	32.3	33.5		
			%	%	%		
		最高~最低	42.4~32.0	39.8~26.8	40.9~30.7		

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計	
	一律支給分(期末相当)		%	%	%
			62.0	66.9	64.5
管理	査定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%
職員			38.0	33.1	35.5
		••••••	%	%	%
		最高~最低	40.5~34.5	35.0~31.3	37.7~33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)		%	%	%
			64.7	67.3	66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)		%	%	%
			35.3	32.7	34.0
			%	%	%
		最高~最低	40.5~30.8	: 37.8~28.3	39.1~29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 対他の国立大学法人等

81.2 92.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 対他の国立大学法人等 95.2 95.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

項目	内容				
7111	対国家公務員 81.2				
指数の状況	地域勘案 88.5 参考 学歴勘案 81.8 地域・学歴勘案 88.6				
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努め ていただきたい。				
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 13,102百万円、支出予算の総額 35,890百万円: 平成23年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から適切な給与水準となっていると考えられる。				
講ずる措置	_				

○医療職員(病院看護師)

項目	内容				
	対国家公務員 95.2				
指数の状況	地域勘案 97.3 参考 学歴勘案 93.5 地域・学歴勘案 98.4				
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努め ていただきたい。				
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 13,102百万円、支出予算の総額 35,890百万円: 平成23年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から適切な給与水準となっていると考えられる。				
講ずる措置					

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与 水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)			中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	9,296,725	9,342,334	△ 45,609	$(\triangle 0.5)$	△ 45,609	$(\triangle 0.5)$
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(B)	1,297,600	612,958	684,642	(111.7)	684,642	(111.7)
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(C)	3,677,729	3,387,347	290,382	(8.6)	290,382	(8.6)
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(D)	1,635,569	1,534,860	100,709	(6.6)	100,709	(6.6)
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C-	+D)	15,907,623	14,877,499	1,030,124	(6.9)	1,030,124	(6.9)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」

俸給月額及び賞与の支給割合の引下げ等の人件費抑制により、対前年度比△0.5%の減額となった。 「最広義人件費」

給与、報酬等支給総額は、前年度比0.5%の減となっているが、退職手当支給額が退職者の増により前年度比111.7%の増、非常勤役職員等給与は附属病院における医療職員の増員や外部資金等による雇用増により前年度比8.6%増、福利厚生費も法定福利費の負担金割合の増等により、6.6%増となった。このような状況により最広義人件費は特に退職手当が増額になったことにより対前年度比6.9%増となった。

②人件費削減の取組の状況について

- i) 中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年 法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。 更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公 務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。
- ii) 上記のことを踏まえ、中期計画において平成18年度からの6年間において△6%以上の人件費削減を行った。iii) 本学における総人件費改革の取組状況は下表のとおりであり、平成23年度において△8.8%の人件費削減率(補正値)となっている。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,586,173	10,103,682	9,988,317	9,745,326	9,593,460	9,342,334	9,296,725
人件費削減率 (%)		\triangle 4.6	△ 5.6	△ 7.9	△ 9.4	△ 11.7	△ 12.2
人件費削減率(補正値)(%)		\triangle 4.6	△ 6.3	△ 8.6	△ 7.7	△ 8.5	△ 8.8

注1:「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成 17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

人事院勧告及び特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与削減措置を講ずることとした。

役員

平成24年7月から実施

職員

平成24年7月から実施